

長病医第168号
令和6年2月19日

長浜市議会議長 中川 勇 様

長浜市病院事業管理者 高折 恭一



令和6年度徴収計画について

このことについて、長浜市債権管理条例第6条第2項の規定に基づき、別紙のとおり徴収計画を策定しましたので、同条第3項の規定により提出します。

令和6年度徴収計画

地方公営企業会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の見込【千円】	参考)前年度未収額の見込【千円】	不納欠損額見込【千円】	滞納処分・強制執行・法的措置等見込【件】	各所管における取組
病院診療費等 (長浜病院)	市立長浜病院 医事課	現年度分	96.0%	98,206	105,752	6,881	2	発生した債権に対して、お知らせ、督促状の送付を行い、支払いのない者は弁護士に回収を委託します。 ・弁護士委託債権の徴収進捗調査を適宜実施 ・弁護士委託となる以前の債務者に対する電話催促を適宜実施
		滞納繰越分	50.0%					
病院診療費等 (湖北病院)	長浜市立湖北病院 医事課	現年度分	97.6%	7,343	10,453	178	0	未収金発生からの段階的な対応（通知、督促、催告、電話、弁護士委託）を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症等の流行が落ち着いている時期は、訪問徴収を実施しています。 また、高額となる入院費の未収は、早期の段階で家族と面談を実施し、利用可能な制度等の申請を促すとともに、分納誓約書を取り交わし、未収金の発生及び早期回収に努めています。
		滞納繰越分	78.4%					
合 計				105,549	116,205	7,059	2	